

令和 7 年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行	修正後	修正理由
114	<p>第 2 避難等の実施区分</p> <p>避難等の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p>1 屋内退避</p> <p>放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽するため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。</p> <p>屋内退避は、住民等が比較的容易に探ることができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Zにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。 ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。 ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 <p>前記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。</p> <p>(出典：原子力災害対策指針)</p>	<p>第 2 避難等の実施区分</p> <p>避難等の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p>1 屋内退避</p> <p>放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽するため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。</p> <p>屋内退避は、住民等が比較的容易に探ことができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や放射線を遮蔽することにより、主にブルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、U P Zにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、P A ZやU P Zの一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p>(i) 屋内退避の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Zにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。 ・ U P Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。 ・ U P Z外においては、事態の進展等に応じて、U P Zと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 <p>(ii) 屋内退避実施後の運用</p> <p>前記の屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまるなどによる肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。</p> <p>屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以後は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行なながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。</p>	関係法令の改正に伴う修正

令和 7 年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行	修正後	修正理由																																																																
		<p style="color: red;">屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。</p> <p style="color: red;">なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。</p> <p style="color: red;">(iii) 屋内退避の解除</p> <p style="color: red;">屋内退避は、主にブルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなブルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。</p> <p style="color: red;">なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL 1 又は OIL 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。</p> <p>(出典：原子力災害対策指針)</p>																																																																	
120	別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 (世帯数・人口は、令和 6 年 10 月 1 日住民基本台帳による) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政 区</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th rowspan="2">世 帶 数</th> <th rowspan="2">人 口 (人)</th> <th>避難時集合場所 の名称</th> <th>避難退域時検査場所 等 (所在地)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左 京 区</td> <td rowspan="2">久多</td> <td rowspan="2">38</td> <td rowspan="2"><u>61</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">广河原</td> <td rowspan="2">広河原</td> <td rowspan="2">34</td> <td rowspan="2"><u>110</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">右 京 区</td> <td rowspan="2">京北上 弓削町 上川行 政区</td> <td rowspan="2">43</td> <td rowspan="2"><u>65</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	行政 区	地 域	世 帶 数	人 口 (人)	避難時集合場所 の名称	避難退域時検査場所 等 (所在地)	所在地	電話番号	左 京 区	久多	38	<u>61</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	广河原	広河原	34	<u>110</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 (世帯数・人口は、令和 7 年 10 月 1 日住民基本台帳による) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政 区</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th rowspan="2">世 帶 数</th> <th rowspan="2">人 口 (人)</th> <th>避難時集合場所の 名称</th> <th>避難退域時検査場 所等 (所在地)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左 京 区</td> <td rowspan="2">久多</td> <td rowspan="2">38</td> <td rowspan="2"><u>62</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">广河原</td> <td rowspan="2">広河原</td> <td rowspan="2">34</td> <td rowspan="2"><u>111</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">右 京 区</td> <td rowspan="2">京北上 弓削町 上川行 政区</td> <td rowspan="2">43</td> <td rowspan="2"><u>63</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	行政 区	地 域	世 帶 数	人 口 (人)	避難時集合場所の 名称	避難退域時検査場 所等 (所在地)	所在地	電話番号	左 京 区	久多	38	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	广河原	広河原	34	<u>111</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	時点修正
行政 区	地 域					世 帶 数	人 口 (人)	避難時集合場所 の名称	避難退域時検査場所 等 (所在地)																																																										
		所在地	電話番号																																																																
左 京 区	久多	38	<u>61</u>	(略)	(略)																																																														
				(略)	(略)																																																														
广河原	広河原	34	<u>110</u>	(略)	(略)																																																														
				(略)	(略)																																																														
右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>65</u>	(略)	(略)																																																														
				(略)	(略)																																																														
行政 区	地 域	世 帶 数	人 口 (人)	避難時集合場所の 名称	避難退域時検査場 所等 (所在地)																																																														
				所在地	電話番号																																																														
左 京 区	久多	38	<u>62</u>	(略)	(略)																																																														
				(略)	(略)																																																														
广河原	広河原	34	<u>111</u>	(略)	(略)																																																														
				(略)	(略)																																																														
右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>63</u>	(略)	(略)																																																														
				(略)	(略)																																																														